

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年11月29日 07時05分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市久須見鼻北東方沖 久須見鼻灯標から真方位045° 300m付近 (概位 北緯34° 25.9′ 東経133° 49.4′)
事故の概要	プレジャーボートエンデバーは、南南西進中、また、プレジャーボート五月丸は、南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年12月2日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート エンデバー、3.1トン 273-12829岡山、根本工業株式会社 B プレジャーボート 五月丸、5トン未満（長さ6.14m） 271-16918岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板防舷材に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約20ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により南南西進中、船長Aが、左舷方に認めた釣り船に意識を向けて航行を続け、船首方を向いたところ、右舷船首方至近にB船を視認した。 船長Aは、主機を停止し船速を落としたらB船に衝突すると思い、同じ針路及び速力のままB船の船首方を通過しようとしたが、A船の右舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、約17knの速力で、手動操舵により南東進中、船長Bが、左舷船首方にA船を認めしたが、B船を右舷側に見ているA船が避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続けていた。 B船は、船長Bが、速力を落とさず接近してくるA船に対して衝突の危険を感じ、右舵一杯として主機を中立運転としたものの、A船と衝突した。
分析	A船は、南南西進中、船長Aが、左舷方に認めた釣り船に注意を向けながら航行を続けたことから、B船に接近していることに気付くの

	<p>が遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南東進中、船長Bが、左舷船首方に認めたA船がB船を避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船に接近することとなり、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南南西進中、B船が南東進中、船長Aが、左舷方に認めた釣り船に注意を向けながら航行を続け、また、船長Bが、左舷船首方に認めたA船がB船を避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、互いに接近することとなり、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、特定の他船等に注意を向けることなく、常時適切な見張りを行い、自船が避航船の際は、速やかに避航動作を行うこと。 ・ 船長は、自船が保持船であっても、接近する他船が自船に気付いていない可能性を考慮し、速やかに速度を落としB船の様子を見る等、必要に応じて衝突を避けるための措置をとること。